

令和6年度 上山中学校「いじめ防止基本方針」

I 基本理念

教育の目的は、生徒一人ひとりの人格の完成を目指し、国家及び社会の形成者としての資質を育成することである。学校教育は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視して「生きる力」をはぐくむことが重要になっている。

本校は人権尊重の精神を基本として、生徒理解を深める努力をし、教師と生徒、生徒相互の温かい人間関係を確立し、いじめを行うことは「人間として許されることではない」という考え方にに基づき、いじめの問題解決に努める。

「いじめは、社会性を身に付ける途中にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。よって、いじめはどのような集団においても起こり得るもの」として認識する。「いじめは、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもある」ことから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（認知し）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。そのために、「学校として積極的にいじめを認知し、適切に対応することを基本」とする。

学校においては全教職員が生徒が発しているサインを見逃すことがないように、教師は常に「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感を持って生徒に接し、教員相互の情報交換を密に行いながらいじめ撲滅に向け努力しなければならない。「いじめは絶対に許されないこと」「いじめる側が悪い」という認識を、生徒と教師が共に持つことが前提となる。

このことを念頭に下記に本校の基本方針を示し、「いじめのない学校」の実現をめざして学校経営を進めていきたいと考える。

II 本校におけるいじめ防止基本方針

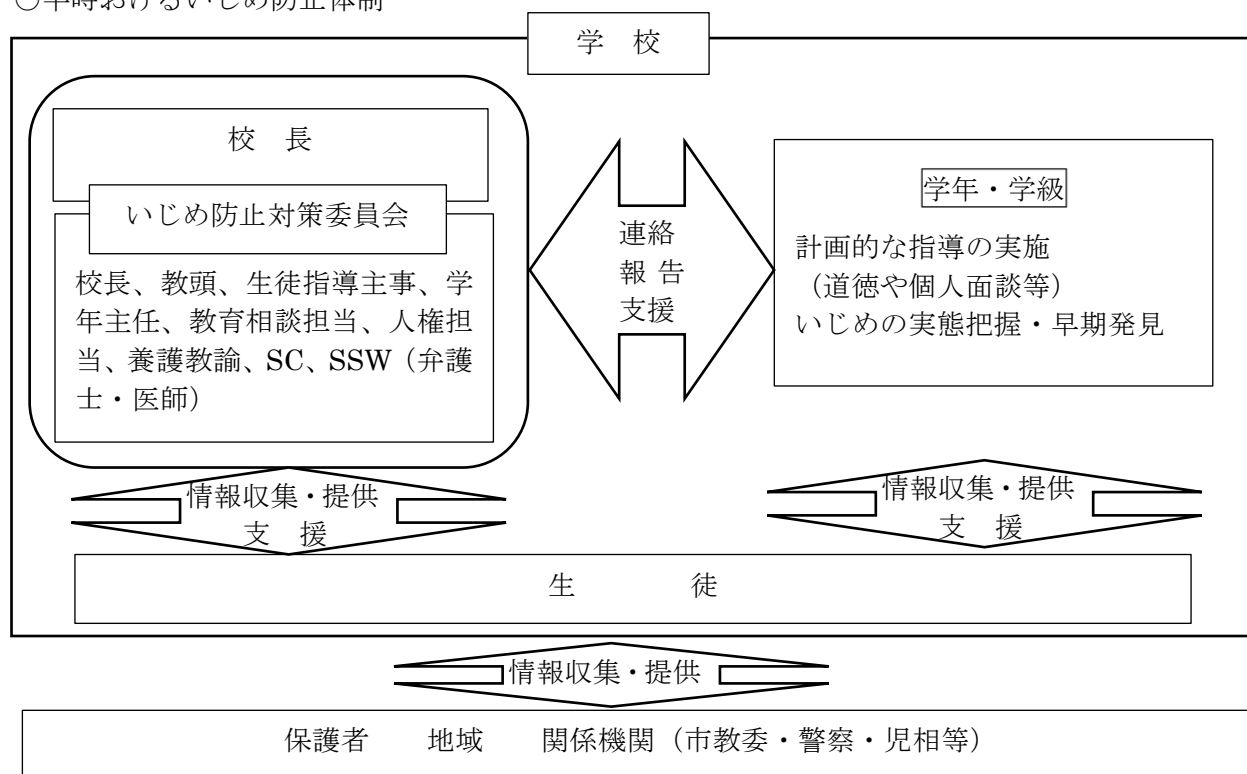
- 1 教育相談の充実による自己有能感を培う教育の推進を行う
- 2 道徳教育の充実を通じた規範意識の向上に努める
- 3 教育活動全体を通じた道徳教育及びボランティア・体験活動等の充実に努める
- 4 情報収集に努め、生徒の動向に気を配り情報を共有する

III 基本的な方針

○未然防止・早期発見・早期対応を全職員で力を尽くし、いじめのない学校を目指す

- 1 いじめの未然防止（いじめ防止の三本柱～学習規律・わかる授業・自己有用感）
全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことが、いじめの未然防止の基本と捉えて、具体的に以下の取り組みを実施する。
 - (1) すべての生徒が参加・活躍できるような、わかる授業を工夫する。
 - (2) すべての教員が公開授業を行ってお互いの授業を参観し合う機会を設ける。
 - (3) チャイムとともに授業が始められる習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導等の学習規律を、全教職員の共通理解のもとに徹底する。
 - (4) 道徳の時間や学級活動などを通して、いじめを自分たちの問題として受けとめたり、いじめに対して自分たちができることを主体的に考えて行動できたりするような実践力を生徒に身につけさせる。
 - (5) 授業や行事において、生徒間で互いを認め合ったり助け合ったりできるような場づくりに努める。そのはたらきかけとして、生徒を認めたり声かけを多くしたりして自己有用感を育むようにする。
 - (6) 社会体験学習や交流体験の機会を計画的に配置し、実施する。

○平時おけるいじめ防止体制



※いじめ防止のための基本方針の見直し

いじめ防止のための実効性のある組織の構築

未然防止・早期発見・事案対応における適切な対応を行うこと

2 いじめの早期発見(いじめの兆候を見逃さない取り組み)

(1) いじめ調査の実施

- ・生徒対象の毎月の問題行動アンケート(毎月実施)
- ・教育相談旬間を通じた教職員による生徒からの聞き取り調査(年3回)

(2) 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておく。

(3) 生徒の悩みや訴えが教師に届くようなシステムの工夫

(4) 生徒の些細な変化に気づくための工夫をする。(下記例)

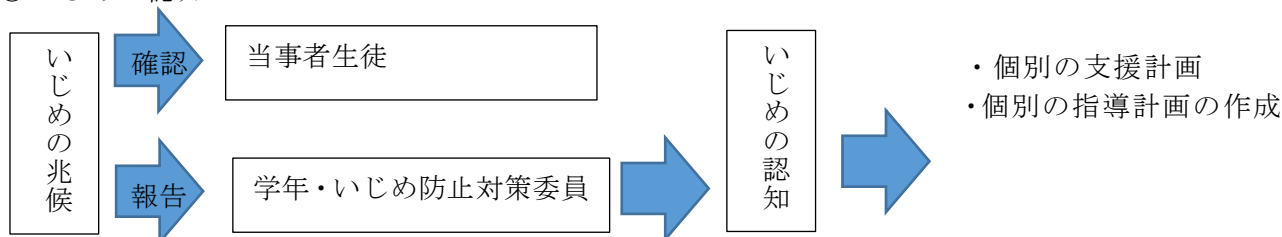
- ・生徒一人一人の顔を見ながら出席をとる。
- ・パワーアップノート(家庭学習帳)を活用したひとこと交換日記等。

(5) いじめの兆候があるときは、ひとりで抱え込まない。周囲に報告・連絡・相談し、組織(学年、いじめ防止対策委員会など)として判断してください。

(6) QUTテストなどを利用し学級の雰囲気や生徒個人の状態把握に努める。

(7) アセスメントシートなどの活用を通して情報や対応方針の可視化「(見える化)」を図る

○いじめの認知



3 いじめに早期対応(発見したいじめへの対応)

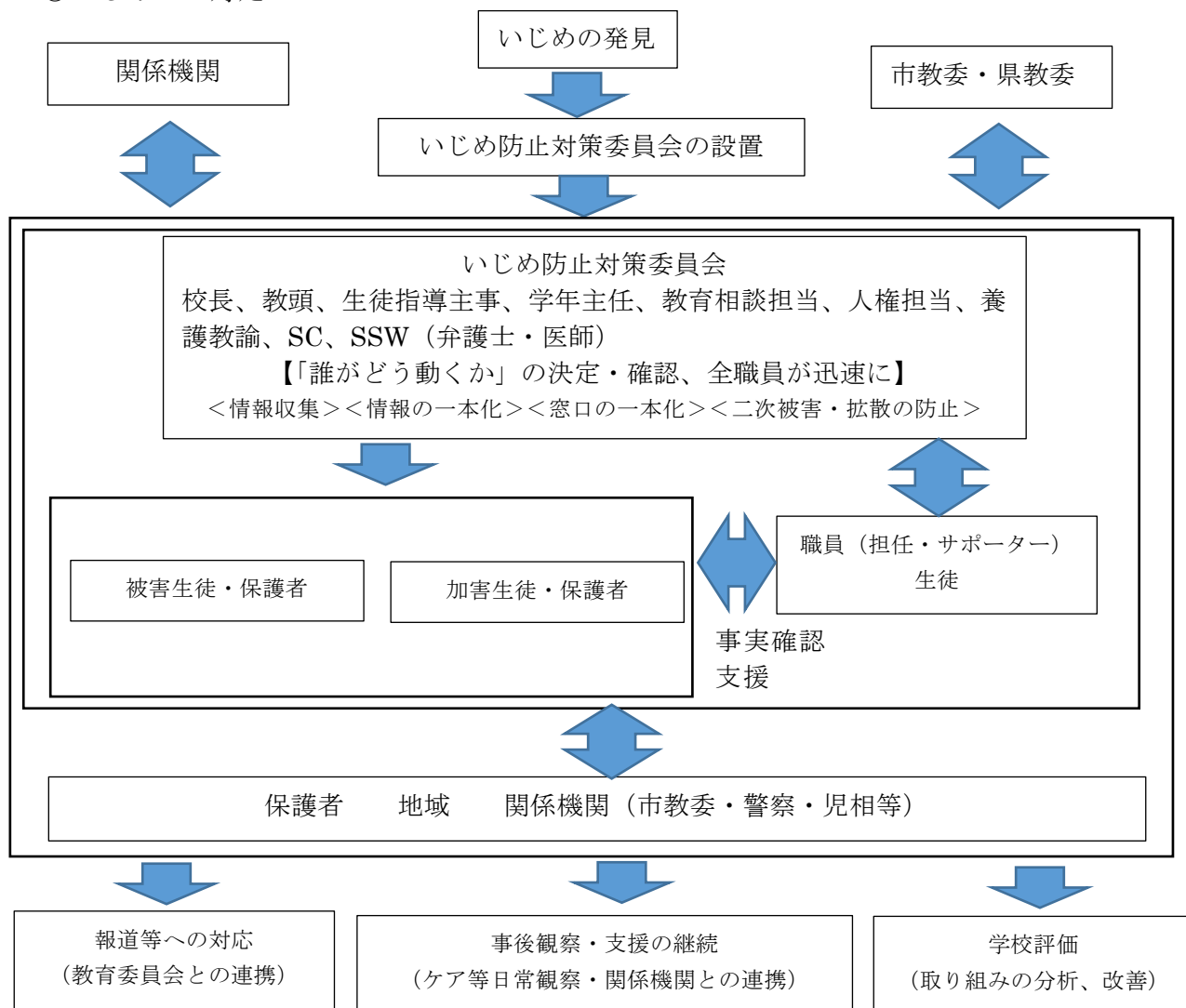
(1) いじめに関わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(2) いじめの疑いがある(因果関係がある)と認めた場合は、「いじめ対策防止委員会」で組

組織的に判断・対応する。（個別の支援計画・指導計画の作成）

- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら一定期間、別室等において学習を行わせる処置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

○いじめへの対処



5 いじめへの対処（重大事態発生時）

(1) 重大事態とは

- ① 生徒が自死を企図した場合
- ② 生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ③ 生徒が身体に重大な障害を負った場合
- ④ 生徒が金銭を奪い取られた場合

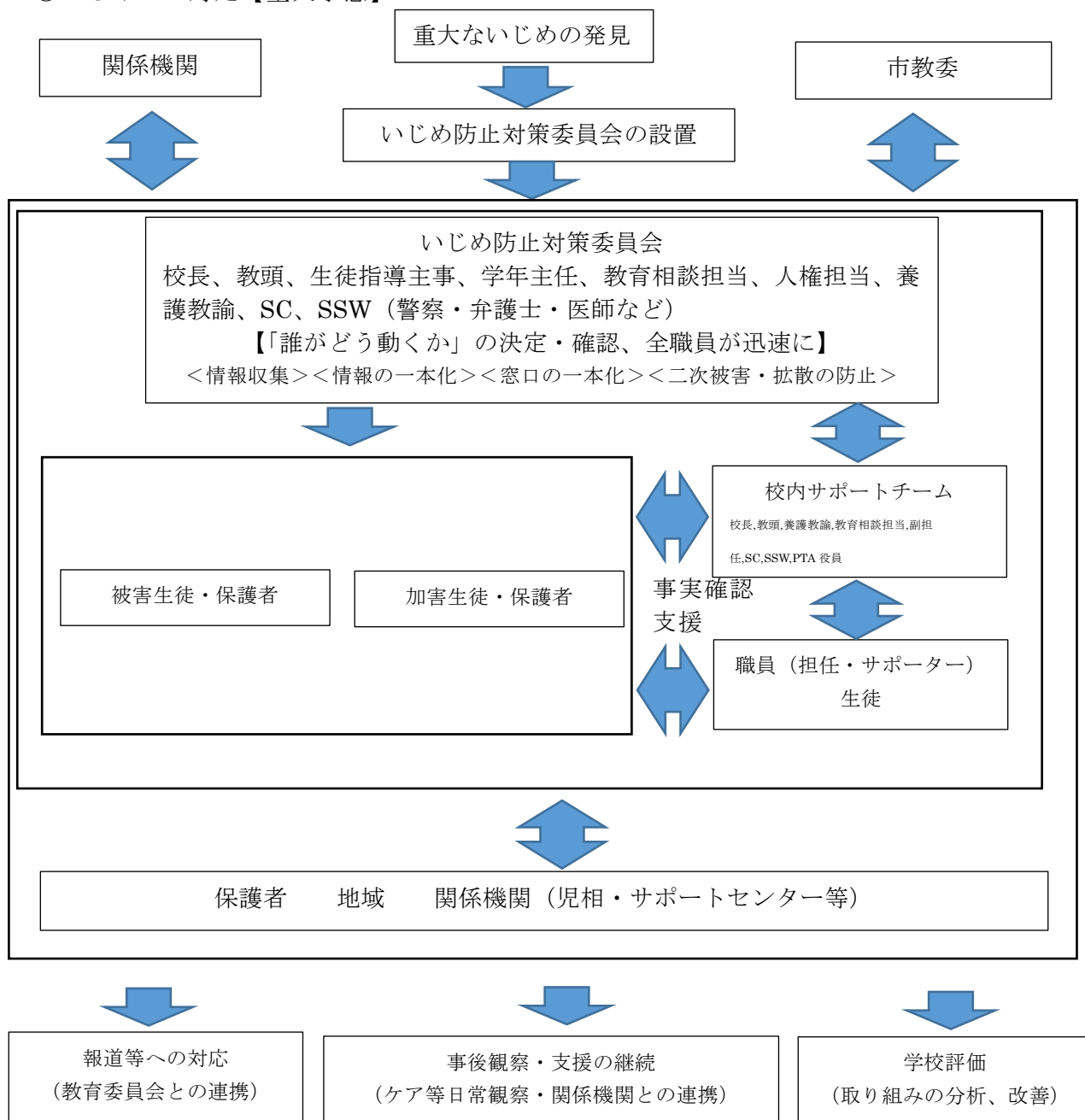
(2) 重大事態への対処

重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。委員会・事務所への報告はもちろん、警察や弁護士、医師といった専門家を含む校内サポートチームを立ち上げる。

加害者・被害者への身体的・精神的なケアを進めつつ事態の把握・解決への行動を行う。

また一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。家庭・地域への説明なども行う。

○いじめへの対処【重大事態】



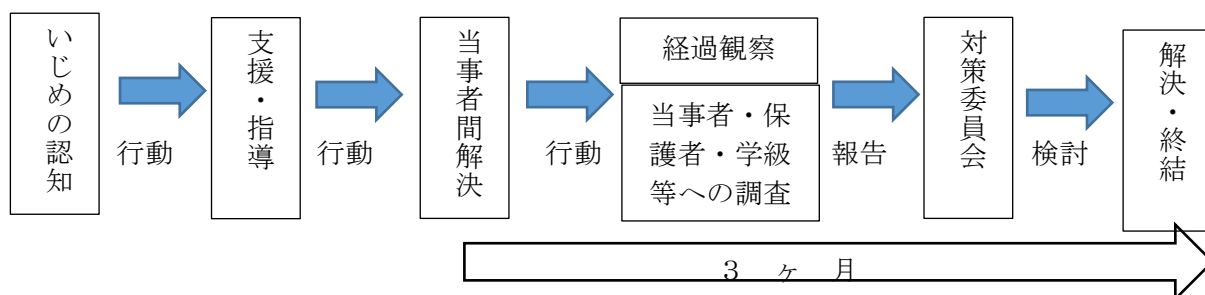
4 ネット上でのいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題箇所を確認してその箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な処置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、警察署等の外部機関と連携して対応する。
- (3) 道徳の時間等において、情報モラルにかかわる題材を生かして話し合いを深めたり、コンピュータによる疑似体験を授業の一部に取り入れたり、生徒の生活体験の中の情報モラルにかかわる体験を想起させたりするなど、情報モラルに関する指導を工夫する。

IV いじめの解決の認定

認知のあと、支援・指導などを行い解決を図る。それから3ヶ月間、当事者生徒・その保護者・関係者等に確認等を行い、いじめの継続がないことを確認しなければならない。確認が取れたことをいじめ防止対策委員会に報告を行い確認をした上で、委員会への報告を行う。そのため教育委員会への報告も認知から3ヶ月以降を持って行われる。

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで発生していることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- ・いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月が目安）継続している。②被害者が心身に苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す。
- ・教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教師間での情報共有を徹底する。



V 付則

○ いじめの定義

- ・自分より弱い者に対して一方的に、
- ・身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
- ・相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。とする。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。



【新定義】（平成18年度間の調査より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。



いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう

このように、いじめの定義には、

- ・ 行為をした者（ A ） も行為の対象となった者（ B ） も児童生徒であること
- ・ A と B の間に一定の人的関係が存在すること
- ・ A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ・ 当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること

という 4 つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意すること。